

令和4年9月30日 14時00分

近畿地方整備局

国営飛鳥歴史公園祝戸地区の宿泊研修施設が生まれ変わります！

～ 民間活力導入により、リニューアルする計画を認定 ～

国土交通省は、国営飛鳥歴史公園 祝戸地区(奈良県高市郡明日香村)において、宿泊研修施設を中心とした管理運営に関し、民間資金を活用した整備・管理手法(Park-PFI)による民間事業者の公募を昨年4月より行い、審査及び評価の結果、昨年10月に、(株)星野リゾート・マネジメントを選定しました。

今般、同社から提出された計画を認定しましたので、お知らせします。

今後は、公募設置等計画の提出者(認定計画提出者)である(株)星野リゾート・マネジメントのグループ会社により、既存施設の改修及び管理運営等が行われます。

明日香村内を周遊する観光客に、休憩・体験・宿泊の場を提供する宿泊研修施設として、地域観光への効果が期待されます。

【計画概要】

場所：奈良県高市郡明日香村大字祝戸 他(国営飛鳥歴史公園祝戸地区)

公募対象公園施設：約3,400 m²

スケジュール：工事着手 令和5年秋頃(予定)

供用開始 令和6年夏頃(予定)

<取扱い>

<配布場所>

近畿建設記者クラブ 大手前記者クラブ

奈良県政・経済記者クラブ 奈良県文化教育記者クラブ

<問合せ先>

近畿地方整備局 国営飛鳥歴史公園事務所

調査設計課長 島崎 敦 総務課長 吉川 元史

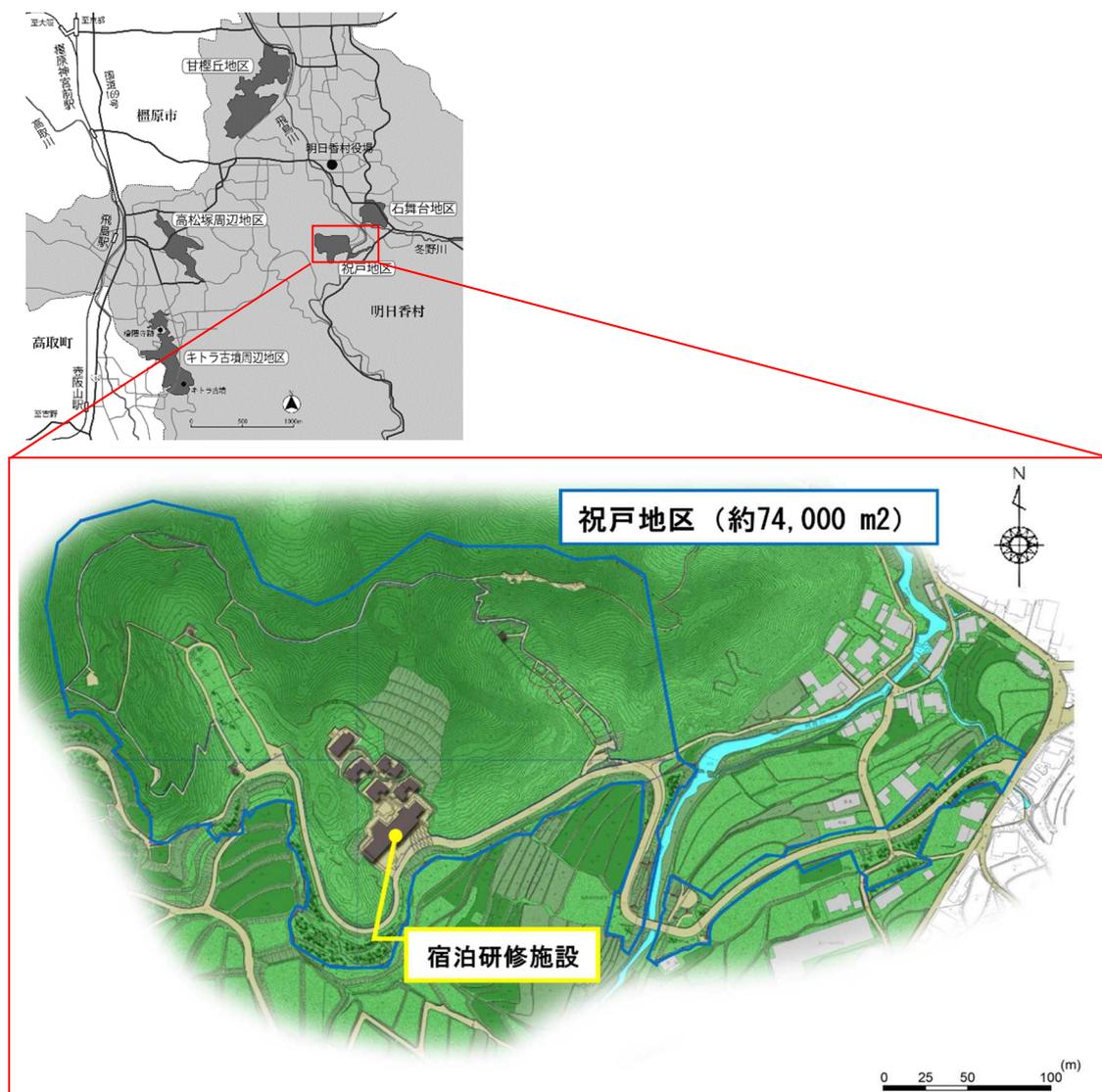
電話 0744-54-2662(代)

国営飛鳥歴史公園 祝戸地区 公募設置管理制度 (Park-PFI) 事業に関する 公募設置等計画の認定について

国営飛鳥歴史公園祝戸地区において、宿泊研修施設の整備及び管理運営を引き継ぐ新たな民間事業者の募集に関し、公募設置管理制度 (Park-PFI) に基づく公募設置等計画の認定を行いました。

※都市公園法 (昭和 31 年法律第 79 号) 第 5 条の 5 第 1 項の規定に基づき、設置等予定者の公募設置等計画が適当である旨を認定し、認定した日及び認定の有効期間並びに指定した公募対象公園施設の場所を公示するものです。

(位置 図)



【 計 画 の 概 要 】

1. 認定計画提出者

株式会社 星野リゾート・マネジメント

2. 認定した日

令和4年9月30日

3. 認定の有効期間

設置管理許可日から20年

4. 事業の実施方針

- 明日香まると博物館構想等の地域の計画を踏まえ、明日香村内を周遊する観光客に休憩・体験・宿泊の場を提供し、地域の観光振興に貢献する。
- 既存施設を活用し、個室型食事処と客室を中心に宿泊研修施設の運営を行う。
- 自然・歴史・文化を体験できる企画の実施や明日香村らしい食事の提供等により、地域に根ざした活動を行う。

5. 公募対象公園施設

場所 : 奈良県高市郡明日香村大字祝戸 他 (国営飛鳥歴史公園祝戸地区)

公募対象公園施設 : 約3,400 m²

(内訳)

○宿泊研修施設 : 約3,153 m² (建築面積 約1,171 m²)

○宿泊研修施設付属広場 : 約247 m²

- ・宿泊だけではなく、体験・食事ができる施設として運営することで、地域の観光ニーズに応える施設とする。
- ・付属広場等における明日香村の歴史・文化を楽しむことができる各種のイベントや観光企画を立案・実行する。

6. 特定公園施設

○展望広場休憩施設 : 2箇所(約 20 m²)

- ・明日香村らしい景観をゆっくりと楽しむことができる休憩施設の整備を実施。

7. 配置計画



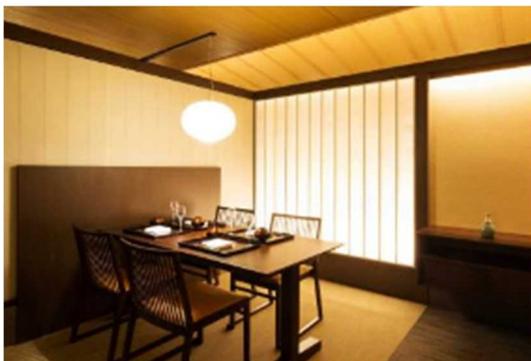
8. 事業実施体制

事業は、認定計画提出者のグループ会社である（株）祝戸ホテルマネジメントが行う。

9. スケジュール

令和3年4月15日	Park-PFI 活用に向けて事業者を募集
令和3年9月27日	国営飛鳥歴史公園祝戸地区民間活用検討委員会にて審査
令和3年10月19日	設置等予定者の選定
(本日	公募設置等計画の認定)
令和5年秋頃	着工予定
令和6年夏頃	供用開始予定

10. 整備イメージ



個室型食事処兼客室のイメージ



ロビーのイメージ

「Park-PFI」とは

平成 29 年の都市公園法改正により創設された、飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる利益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する「公募設置管理制度」のことで、都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法です。

- ・ 公募対象公園施設・・・飲食店、売店等の公園施設で、都市公園の利用者の利便の向上を図る上で特に有効であると認められる施設です。
- ・ 特定公園施設・・・公園利用者の利便の向上のために設置される、園路、広場等の公園施設で、公園管理者との契約に基づき認定計画提出者が設置又は管理を行う施設です。
- ・ 利便増進施設・・・Park-PFI により選定された者が占用物件として設置できる自転車駐車場、広告塔等の施設です。

■Park-PFI のイメージ

